

安芸高田市情報公開条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年9月6日

安芸高田市市長 藤本 悦志

安芸高田市情報公開条例の一部を改正する条例

安芸高田市情報公開条例(平成16年条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 行政文書の公開	第2章 行政文書の公開
第5条から第11条まで (略)	第5条から第11条まで (略)

(公開決定等の期限)

第12条 前条第1項又は第2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、当該公開請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 (略)

3 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、又は震災、風水害等の発生その他やむを得ない理由により、公開請求のあった日から60日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずると認められる場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)及び(2) (略)

第13条及び第14条 (略)

(手数料等)

第15条 公開請求者は、公開請求書1件につき、300円の公開請求手数料を納めなければならない。

2 前条の規定により行政文書の写しの交付を受ける者は、規則の定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用(以下「実費負担額」という。)を負担しなければならない。ただし、実費負担額が公開請求手数料の額に相当する額に達するまでは無料とし、公開請求手数料の額に相当する額を超えたときは、当該実費負担額から公開請求手数料の額を減じた額を納めなければならない。

第16条 (略)

第3章及び第4章 (略)

(公開決定等の期限)

第12条 前条第1項又は第2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、当該公開請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 (略)

3 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、又は震災、風水害等の発生その他やむを得ない理由により、公開請求のあった日から45日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずると認められる場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)及び(2) (略)

第13条及び第14条 (略)

(手数料等)

第15条 行政文書の公開に係る手数料の額は、公開請求に係る行政文書1件につき、300円とする。

2 公開請求者が行政文書の写しの交付又は送付を求めた場合における当該行政文書の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする_____。ただし、当該費用が前項に規定する額を超えないときは、徴収しない

_____。

第16条 (略)

第3章及び第4章 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 12 条の規定は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の安芸高田市情報公開条例第 12 条の規定は、この条例の施行の日以後にされた公開請求について適用し、施行日前にされた公開請求については、なお従前の例による。